

農地法等改正に伴う農業委員会業務の推進について

平成 22 年 5 月 13 日
岩 手 県 農 業 会 議

I 農業委員会の適正な事務実施について

1 法令事務（農地法等の法律によりその権限に属された事務）

(1) 許認可等の事務

- ① 許認可申請等があった場合は、申請書等に記載された内容の事実関係について、客観的な資料等に基づいて確認するとともに、必要に応じて現地調査を行うこと。
- ② 総会等において許可の可否等を審議する際、審査基準の項目ごとに判断し、申請者には、その結果について判断根拠を明確に説明すること。
- ③ 総会等の終了後、速やかに審議過程の全てを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、ホームページ等で公表すること。

(2) 農地転用に関する事務

農地転用許可の可否を審議する際、申請地周辺での過去の事案と農地区分の判断が異なる場合には、その理由を明確にすること。

(3) 遊休農地に対する指導

遊休農地に対する指導については、必要な是正措置等を確実に実施するとともに、遊休農地の面積・筆数、指導件数・改善状況等を対外的に明らかにするため、ホームページ等で公表すること。

(4) 農業生産法人からの報告への対応

農業生産法人からの農地法第 15 条の 2 に基づく事業状況等の報告の求めと、要件を満たさなくなる恐れのある場合の法人に対する勧告などの必要な措置を確実に実施すること。

2 促進等事務（農地等の利用の集積その他効率的な利用の促進に関する事務）

(1) 農地の利用集積の促進

遊休農地の解消や農地の利用集積については、それぞれ平成 23 年度までの目標を定めた上で、年度毎活動計画の目標及び活動計画の策定を行い、積極的な活動を行うこと。

(2) 違反転用への適正な対応

違反転用の防止・早期発見のため、農地パトロール等情報収集体制及び関係機関・団体相互の情報連絡体制の整備に努めること。

(3) 農地パトロール

農地パトロールの実施については（農地の利用状況調査との関連は別途説明）毎年度、実施時期・体制及び実施回数等を事前に農業者等に周知しておくこと。

農地パトロール等を通じて発見した問題事案については、関係機関と連携の上、適切な指導やその内容を記録・保存を行うとともに、農地法に基づく手続き等適切な対応を行うこと。

(4) 農地情報の整備と共有化

農地基本台帳に整備すべき項目の情報が最新のものであるか等について点検し、その結果に基づいて改善措置を講ずること。また関係機関と連携のうえ農地情報の共有化に関する活動計画を定め、計画に基づいた取り組みを行うこと。

3 点検・評価及び活動計画の策定

(1) 活動実績と計画の検討

毎年度1月から2月にかけて、当該年度の法令事務及び促進事務の活動に対する点検・評価及び次年度の目標と活動計画の検討を行うこと。

(2) 次年度活動計画の案の作成

毎年度3月末までに、(1)の検討結果を踏まえ、点検・評価の案及び次年度の目標と活動計画の案をとりまとめ、ホームページ等で公表すること。

(3) 地域の農業者からの意見聴取

(2)により公表したそれぞれの案について、地域の農業者等から意見や要望等の募集を行うこと。

また上記によって寄せられた意見、要望等に対する市町村農業委員会委員会の考え方を整理し、毎年度5月末までに(4)と併せてホームページ等で公表すること。

(4) 点検・評価と活動計画の決定

(3)により寄せられた意見、要望を踏まえ、(2)によりとりまとめた案を補正の上、前年度の点検・評価結果及び当該年度の目標、活動計画を決定し、ホームページ等で公表すること。

4 点検・評価等の国への報告

(1) 国への報告

毎年度6月末までに、3の(4)により決定した点検・評価結果、当該年度の目標と活動計画を県を通じて東北農政局に報告すること。

(2) 国による指導・助言

東北農政局等は、農業委員会からの報告内容について検討し、結果に問題がある農業委員会に対して、県と連携し、必要な指導・助言を行うこと。

※この適正化通知についての背景についてであるが、

政府の規制改革会議等の場において

- ① 地域によっては事務（業務）の大半が事務局任せで農業委員の関与が不十分である。
- ② 農業委員は実質的に自分が選出された地区の担当となっていて、担当地区の利害関係のみでそれ以外の案件については意見を述べない。
- ③ 農地転用については、議論が活発ではなく、また、どんな転用でも認めている農業委員会がある。農業委員自身が利害当事者となる場合すらある。
- ④ 農業委員会は、往々にして外部からの農業参入者に排他的である。等
審議の形骸化に係る指摘や公平性及び公正性に対する疑問等々に係る指摘がなされている。

このような、評価、指摘は、農業委員会の存在意義に対する警鐘と真摯に受け止め、改めて農業委員会が適正に事務を実施する契機とし、また、新たな農地制度において、事務が適正に実施されるよう努めること、とされたものである。

(関係通知)

- ① 農業委員会の適正な事務実施について（農林水産省経営局長通知；H21.1.23 日付け）
- ② 農地パトロール（利用状況調査）実施要領（全国農業会議所通知；H22.5月）

Ⅱ 農業委員会の新たな業務について

1 法改正の目的

- (1) 農地のこれ以上の減少を食い止め、農地の確保を図る。
- (2) 農地の貸借を促進し、効率的利用を図る。

2 このための対策（業務）

(1) 農地転用規制の強化

- ① 許可が必要な対象を拡大—公共施設
- ② 違反転用に対する処分、罰則の強化—懲役、罰金
- ③ 農用地区域からの除外の厳格化—利用集積阻害案件は除外不可
- ④ 農地区分の基準厳格化— 第1種農地・第3種農地

(2) 所有権移転については厳しい規制を維持、貸借については規制が緩和

- ① 解除条件つきで一般の法人等の参入を容認 —基盤強化法でも同様
- ② 解除条件付貸借の許可等の取り消し—農業委員会または市町村
- ③ 下限面積要件の弾力化—農委の判断

(3) 農地の効率的な利用の促進

- ① 農地の借賃情報の提供（標準小作料廃止に伴う）
- ② 貸借の期間の特例（20年→50年）
- ③ 農協の農業経営可
- ④ 相続等許可を受ける必要のない権利取得でも届出必要
- ⑤ 農業生産法人の出資制限の緩和
- ⑥ これまで定められていた小作地の所有制限が廃止
- ⑦ 相続税納税猶予の適用拡大

(4) 農地の面的集積の促進

- ① 農地利用集積円滑化事業の創設—農地利用集積円滑化団体制度（基盤強化法の利用集積計画の活用）
- ② 農地利用集積計画の同意要件緩和—相続等共有持分 1/2 超で可
- ③ 特定農業法人の範囲の拡大—農業生産法人以外の法人も

(5) 遊休農地の有効活用対策

- ① 遊休農地の所在の把握と有効利用の徹底—農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査〔必須〕、所有者不明の遊休農地にも利用設定可能に
- ② 遊休農地への指導→勧告は一貫して農業委員会が。（知事の裁定制度も）

Ⅲ 農業委員会に対する支援・協力について

1 岩手県農業会議の体制整備について

当農業会議では新たな農地制度に適切に対応するため、4月から、これまでの総務・農地部と経営部を、総務・経営部と農地部に改組し、農地業務を専担する体制に整備するとともに、新たに農地相談員を配置しました。

さらに、新たな農地制度の下で、農業者、新規就農者、農業参入企業等からの農地の権利移動の許可等に関する相談や苦情に対応するため、4月30日に「岩手県農地相談センター」を開設しました。

農地に関するどのような相談でも結構ですので、来所や電話、郵便、Eメールなどにより、ぜひ活用されるよう各農業委員会管内の農業者にお知らせしていただきたい。

「センター設置のねらい」

- ・ 農地の実需者（農業者、新規就農者、新たに農業に参入する企業等）へのきめ細かな相談活動
 - ・ 県内外の情報をベースにした相談活動
 - ・ 市町村農業委員会の区域をまたがる案件への対応
- これ以外の相談・苦情案件でも対応します。

2 巡回による農業委員会への支援・協力について

- (1) 新たな農地制度のもと、農業委員会においてもさまざまな案件が出てくると思われますので、困ったとき（悩ましい案件、疑問など）には、電話、ファックス、Eメール、来所などにより気軽に相談してください。
- (2) 上半期、下半期に、それぞれ各農業委員会を一巡する計画で考えていますが、早めに来てほしいところがあれば連絡をお願いします。別途日程調整のうえ訪問したいと考えているので、おって具体的に相談させて下さい。